

令和4年第12回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和4年11月25日)

召集年月日 令和4年11月25日(金)

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和4年11月25日 午後3時08分

閉会 令和4年11月25日 午後3時50分

出席委員(12名)

2番 松尾豊(会長) 3番 渡邊典子 4番 岩崎誠一
5番 桑田一広 6番 森和哉 7番 谷口新市
8番 松尾光繁 9番 松井厚雄(職務代理) 10番 早川直助
11番 塩野鐘吉 13番 古池洋子 14番 國久博一

欠席委員(2名)

1番 細川正博 12番 小原悟

出席事務局

次長 小西守 書記 藤原昭洋
早川与志樹
谷口有利子

提出議案

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移
転許可申請審議について

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移
転許可申請審議について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる農用地利用集積計画審議について

議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
3項の規定による農用地利用配分計画について

次 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和4年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番 細川委員、12番 小原委員の2名より欠席の連絡を受けております。

また、事務局の新谷局長が都合により欠席しております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、令和4年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 5番 桑田委員さんと9番 松井委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題としま

す。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長
議案第36号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長
(議案第36号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在保全を行っている譲受人が営農したいとのことから今回の申請をされました。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
こちらは21日に小原委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇氏の自宅近くであり、〇〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第36号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程2 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請

審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。
議案第37号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長。
(議案第37号資料説明)
申請地は、譲受人の〇〇〇〇〇〇近くにある農地で、管理がしやすく、また、収穫した作物を〇〇〇〇〇で販売したいとのことから今回の申請をされました。
許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

岩崎委員 はい、議長。
こちらにも21日に小原委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇氏の〇〇近くであり、〇〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾豊委員 〇〇氏は〇〇をしているが、どのように営農するのか。

谷口書記 柿やゆずなどの樹木を育て、柿は干し柿にして〇〇〇〇

○で扱う計画となっています。

議長　ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第37号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　賛成全員でございますので、日程3 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程4・日程5]

議長　日程4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。

この案件は、日程5 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画についてと併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議といたします。

なお、この案件につきましては、8番 松尾光繁委員及び13番 古池委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いいたします。

(松尾光繁委員、古池委員意見なし)

森委員　議長。私は、議決権はあると事務局から説明を受けましたが、この議案の配分先の〇〇に関係する者として退席を希望します。

議長　自分の意思であれば、今回については退席しても問題ないため許可します。

(松尾光繁委員、古池委員、森委員退席。)

議長　それでは、事務局から報告をお願いします。

次 長 名田庄井上から名田庄堂本までの70ヘクタール未満の受益農地が事業対象で、整備後は1ヘクタール規模の田となる予定です。中間管理権を付けることにより地元負担金の徴収は不要になります。令和4年度から現地調査が開始されており、令和7年から6年間の工事実施を予定しています。費用は約17億円でございます。今回議案として提出されました農地は、営農者がリタイアして新たな担い手に配分される農地のみですので、継続する農地については今後の委員会に提出予定です。

松井委員 今回の議案資料中の空いている農地も今後権利設定されるということか。

次 長 そのとおりです。

松井委員 配分先の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は野菜のイメージが強いが水田もされているのか。

次 長 主力は大型ハウスによる野菜ですが、片内地域では水田も行っています。

塩野委員 土地改良事業後は、必ず水田になるのか。

次 長 配分先は資料のとおりで、営農の内容は担い手によりますが、〇〇〇〇は主に水田、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は野菜と水稻です。

國久委員 権利設定期間20年というのは決まっているのか。

次 長 中間管理機構を通しての契約は10年以上と決まっており、工事期間を除き10年を確保するため20年としています。

谷口委員 名田庄の土地改良事業は誰が推進しているのか。

次 長 主に名田の荘の理事長を務めていた方が合意形成や県との協議を進めておられました。名田の荘はもともと中間管理機構を通じた権利設定をしていたので進めやすかったと

のことです。

松尾豊委員 各地区に推進する方がいたのでその方々に尽力してもらいました。

松井委員 土地改良後は水田としてスタートするのか。

次 長 水田となるよう整備します。営農開始後に畑になるということはあるかもしれません。

早川委員 土地改良事業を行うということは土地改良区に入ることになるのか。

次 長 現在、既存の名田庄土地改良区の区域を、今回の土地改良事業対象地域まで拡大する予定で進めています。それを見据えて令和4年度から事務局も農林水産課職員が行っています。

議 長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第38号及び議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程5 議案第39号 農地中間管理機構の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。
審議が終了しましたので、松尾光繁委員、古池委員及び森委員の入室をお願いします。

(松尾光繁委員、古池委員、森委員入室。)

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和4年第12回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。